

ＩＲ推進会議開催要綱

（目的）

第１条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区にＩＲ（統合型リゾート）を誘致するにあたり、大阪ＩＲの推進に関して幅広く協議、検討するため、ＩＲ推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

（検討事項）

第２条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- （１）大阪ＩＲ基本構想の推進に関すること
- （２）ＩＲ立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること
- （３）国の制度設計への働きかけに関すること
- （４）ＩＲに関する府民理解の促進に関すること
- （５）その他、ＩＲ立地に関して必要と認められること

（組織）

第３条 会議は、府知事（以下「知事」という。）が委嘱する委員及び府市の関係部局長その他関係行政機関の職員（以下「関係部局長等」という。）をもって構成する。

（座長）

第４条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くこととし、知事が指名する委員をもってあてる。

２ 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条 会議は、府が招集する。

２ 関係部局長等は、会議の内容に応じて出席するものとする。

３ 府は、必要に応じて第３条に規定する者以外の者に対して出席を求めることができる。

（部会）

第６条 専門的分野について検討する必要がある場合等、必要に応じて部会を開催することができる。

（謝礼及び費用弁償）

第 7 条 第 3 条に規定する委員及び第 5 条第 3 項に規定する者（以下「委員等」という。）の謝礼の額は、日額 18,000 円とする。

2 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（守秘義務）

第 8 条 委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（開催期間）

第 9 条 会議は、第 1 条の目的を達成するまでの間、開催する。

（庶務）

第 10 条 会議の庶務は、ＩＲ推進局が行う。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。